

広告物景観形成地区制度の創設にともなう 富山市屋外広告物条例の改正について

平成28年10月1日より中心市街地地区周辺で新しい屋外広告物の基準が適用されます。

富山市では、良好な景観形成と屋外広告物による公衆に対する危害防止の観点から、平成27年10月1日に屋外広告物条例を改正し、広告物景観形成地区制度を導入しました。

良好な広告物の新設、改修などを図ることが特に必要な中心市街地地区周辺を「広告物景観形成地区」として新たに指定し、平成28年10月1日より当該地区の道路上へ突き出す広告を原則禁止とする規則を施行します。

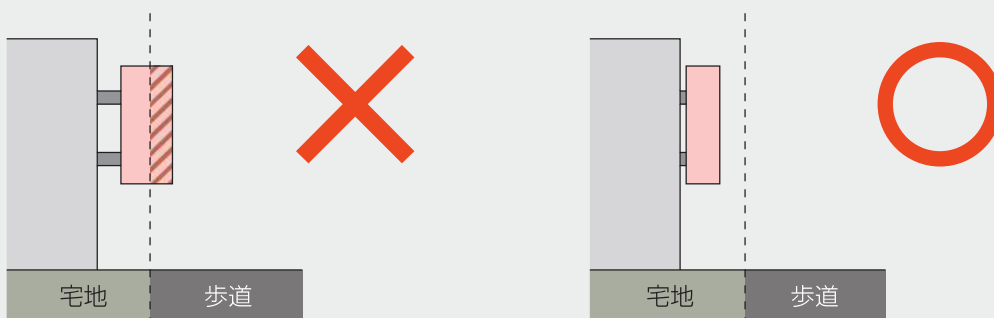
許可基準や指定地区についての詳細は次の通りです。

許可基準

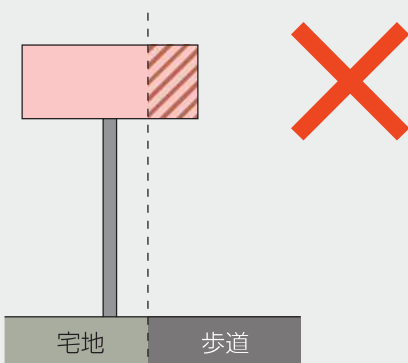
	広告物の種類	基準
(1) 広告物景観形成地区 許可の基準	① 突出広告 ：建築物から突き出すもの (下記図①参照)	道路に突き出さないこと。 (市長が認めるものは除く)
	② 野立広告 ：建築物から独立したもの (下記図②参照)	
	③ 電柱広告 ：電柱にそで付けするもの (下記図③参照)	道路に突き出さないこと。

改正対象となる広告物のイメージ

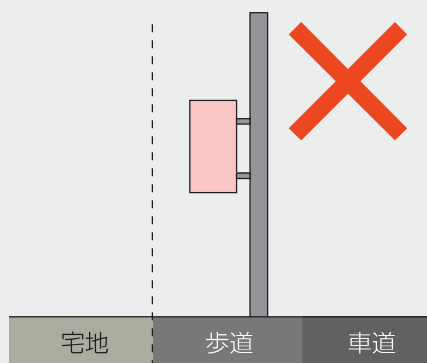
①突出広告 (建築物から道路上に突き出すもの)



②野立広告 (建築物から独立し道路上に突き出すもの)

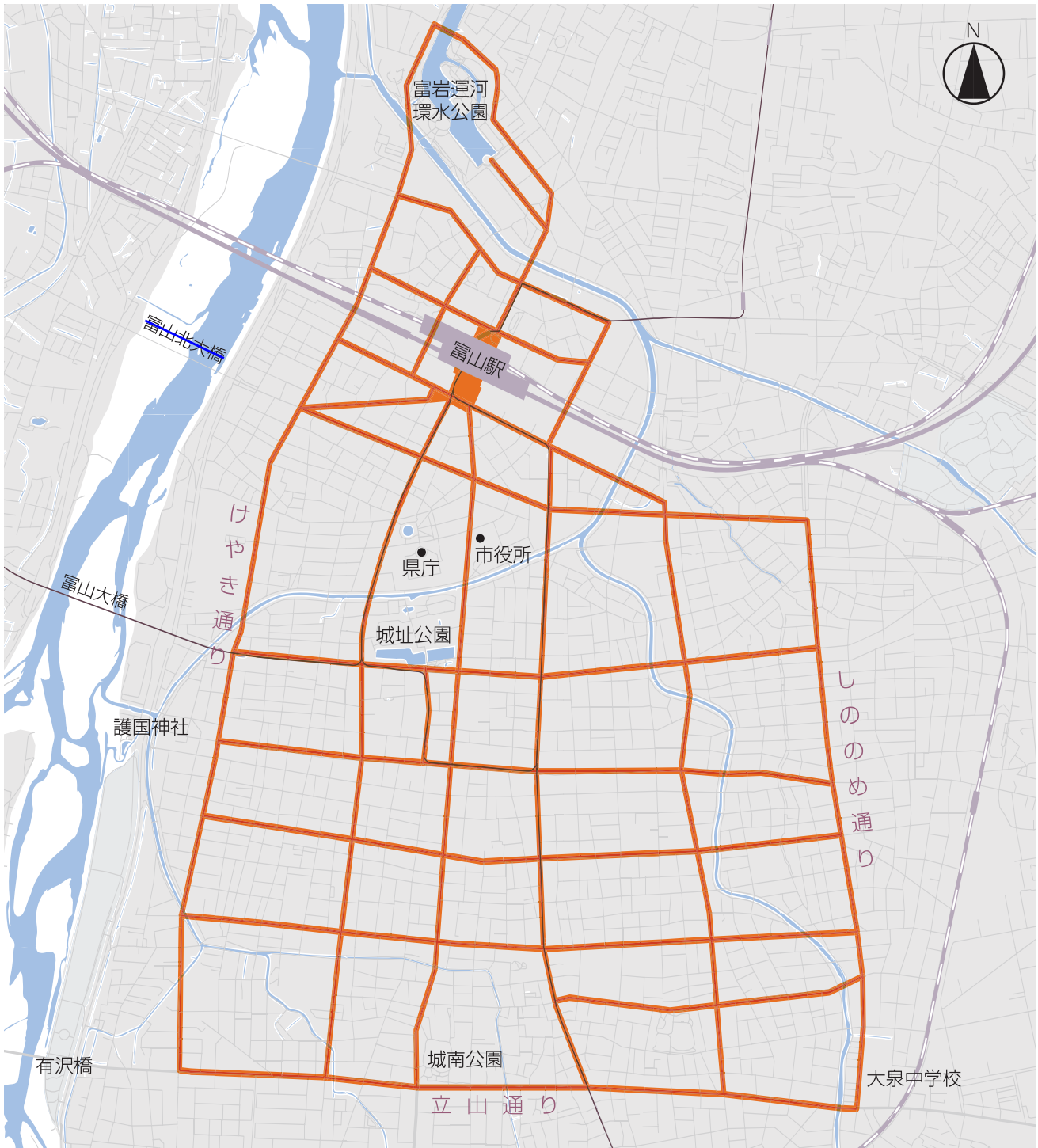


③電柱広告 (そで付けなど道路上に突き出すもの)



指定地区について

広告物景観形成地区：富山市中心市街地周辺の主要道路（下図の道路等の範囲約35km）



経過措置期間（既存不適格）について

平成28年9月30日以前に許可を受けた屋外広告物で新基準に適合しないもの（既存不適格）、又は住所一箇所の表示面積が適用除外の基準を満たすため許可の必要がなかったものは、経過措置として、令和8年9月30日までは従前の基準を適用します。ただし、出来る限り速やかに新基準に適合するよう改修等をお願いします。

屋外広告物改修事業補助制度について

良好な景観形成を推進するため、早期に改修工事を行って頂ける場合に費用の一部を補助します。

※補助金概要等の詳細については下記までお問い合わせください。

問合せ先

富山市役所活力都市創造部景観政策課 屋外広告物係
〒930-8510 富山市新桜町7番38号 TEL 076-443-2109 FAX 076-443-2190